

# 令和8年3月 時津町農業委員会総会

1. 日時 令和8年3月25日(水曜日) 10時～10時45分

2. 場所 時津町役場第二庁舎3階会議室

3. 参加者

○農業委員(10名)

1番 朝長 克二

2番 吉川 博美

3番 坂本 敬治

4番 小嶋 栄一

5番 高橋 達男

6番 溝上 勝也

7番 池田 稔

8番 濱田 信

9番 渡辺 洋一(欠席)

10番 水口 直樹

11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員(3名)

1番 岳田 稔人

2番 溝上 直美

3番 植田 秀之

○事務局 成富 義徳 一瀬 良平

4. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について 7番 池田 稔 8番 濱田 信

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(受付番号1-64号)

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(受付番号1-55号)

日程第4 議案第3号 令和8年度最適化活動の目標

日程第5 議案第1号 農地法第3条の3の規定による届出(受付番号1-62号)

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出(受付番号1-58号)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知(受付番号1-59号)

報告第4号 農地法第4・5条の規定による許可処分の証明願(受付番号1-60号)

報告第5号 非農地通知証明願(受付番号1-65号)

○議長

皆さん、おはようございます。本日の出席委員は農業委員10名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和8年3月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、7番池田委員、8番濱田委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第1号について説明いたします。議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は左底郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は雲仙市瑞穂町〇〇、母方の祖母の〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は田、地積は767㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は譲渡人は高齢で施設に入所しており、耕作ができないため、譲受人は母方の祖母の土地を購入し家庭菜園を行うためです。農作業従事者は3名で従事日数は3名合計で330日、借入後の譲受人経営面積は1147㎡です。2ページ以降は許可申請書です。4ページの「(1)作付け予定作物」は野菜です。「(3)農作業従事者数」の②世帯員・常時雇用は本人以外の2名です。5ページの「4農作業への従事状況」は譲受人と両親の2人で、あわせて年間330日農業に従事します。6ページの「6周辺地域との関係」は、周辺農地と同様の栽培方法で行うため周辺農地に影響は及ぼさないとのことです。「7地域との役割分担の状況」は周辺農家と協力して共同利用施設の取り決めや獣害被害対策を行うこととしています。7ページは「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが関係法令の違反はありません。8ページは位置図です。〇〇周辺の農地です。9ページは現況写真です。議案第1号の説明は以上です。

○議長

議案第1号についてご質問、ご意見はありませんか。無いようでしたら議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第1号は許可相することといたします。日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第2号について説明いたします。10ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請、権利移動を伴う市街化調整区域内農地の転用です。賃借人は長与町高田郷〇〇、〇〇、賃貸人は福岡県糟屋郡粕屋町〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は田、地積は1248㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。賃借人は営農型太陽光発電設備を設置すべく申請するものです。権利の種類は賃貸借権の設定で権利の期間は7年です。11ページは許可申請書です。今回の申請地は令和5年7月に農地法第3条の許可を受け10年間の賃貸借契約を行っていましたが、営農型太陽光発電設備を設置するため、今回5条許可申請を行うものです。「3転用計画」ですが転用期間は令和8年4月15日から賃貸借契約の終了日である令和15年6月末までとし、工事期間は4月16日から5月15日までの1カ月、建築面積は153㎡です。現在、長与にある太陽光発電の設備を移設予定です。12ページは被害防除計画書です。「①(1)造成計画の内容」ですが、現状のまま利用し、「被害の発生の恐れがない理由」は、当該地が周囲より低い位置で切土・盛土も行わないため、土砂流出等で周辺の農地の営農条件への支障はありません。「②農業用排水への措置」については、雨水は自然流下、汚水や生活雑排水は発生しません。「③周辺農地への影響」は設備の高さを2.5m程に抑えるため周辺農地への日照不足は生じません。13ページは事業計画書です。「1事業目的・内容」は太陽光による電力を農作業に利用するためパネル32枚とパワーコンディショナ1台を設置します。「2利用計画」は発電量が1日17キロワットで売電せず、農機具の充電や倉庫

の空調等の自家消費のみに使用します。「5申請地の選定理由」は既に借用済の土地が適地と判断し、所有者の同意を得て設備を設置予定です。14ページから17ページは配置図、設備設計図です。18ページは「太陽光発電設備の下部の農地の営農計画」です。19、20ページは栽培計画です。かんしょを栽培予定です。21ページの(4)農作業従事者は常時従事者180人日、臨時従事者10人日です。23ページは「太陽光発電設備設置による下部農地の営農への影響見込」です。「1生育に適した日照量の確保」は遮光率が25.6%で知見者の意見書をもとに栽培する予定です。「2(2)空間の確保」は耕運機や運搬機の使用に支障がないような高さや設置間隔としています。24ページは知見者の意見書です。「2所見」については圃場と設備の間に十分な間隔があり、風通しもよく、高畝栽培として土壌の排水対策を施すことで生育への影響はないとのこと。27、28ページは位置図です。申請地は〇〇の南西側付近の農地です。29ページは現況写真です。現在、遊休農地の状態ですが、平地で草刈りなどの管理はされている状態です。30ページ以降は農地復元計画書や撤去費用負担の誓約書、下部農地の栽培実績と収支報告書提出の誓約書です。議案第2号の説明は以上です。

- 議長 議案第2号についてご質問、ご意見はありませんか。
- 2番 このあたりは賃貸人の父の〇〇さんの農地でしたが、〇〇が何カ所か借りており、みかんやぶどうを栽培されています。今回の申請地は〇〇の向いの駐車場裏の窪地で、現在、草刈りなどの管理はされています。
- 4番 発電した電力は余らないのか。
- 事務局 発電した電力は農機具の充電や倉庫の空調など自家消費のみに利用予定で、売電は行わないとのこと。
- 10番 今回の太陽光発電設備は開発許可や建築許可の対象となっているのか。被

害防除計画書で雨水は自然流下となっていたが、太陽光パネルが屋根のようになっており、排水対策が必要ではないか。

○事務局 営農型太陽光発電設備は建築物に該当しないこととされており、開発許可や建築許可は不要となっています。排水対策としましては下部農地の外周や高畝の間に溝を作り、水路に流す予定としています。

○議長 設備の下で、かんしょを栽培するとのことだが、日照や排水などもあるため、うまくいくのか。

○事務局 知見者の意見書で問題ないとなっていますが、排水対策の必要性は記載されていますので、排水対策については注意するように伝えたいと思います。また、設備の下部以外の農地にも栽培を広げていく予定となっています。

○議長 ほかにありませんか。無いようでしたら議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第2号は許可相当として県に進達することといたします。日程第4、議案第3号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第3号について説明いたします。33ページをご覧ください。令和8年度最適化活動の目標設定です。まず、「I 農業委員会の状況（令和8年4月1日現在）」の「1 農業委員会の現在の体制」は現在の農業委員、農地利用最適化推進委員さんの状況を記載しており、「2 農家・農地等の概要」は直近の「農林業センサス」や「耕地及び作付面積統計」の数値のほか、農業委員会で把握している数値を記載しています。「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」の「① 現状及び課題」ですが、管内の農地面積は187ha、これまでの集積面積は69ha、集積率は36.9%で、課題は「農業従事者の高齢化と後継者不足により遊休農地の増加が進んでおり、利用集積・集約化を阻害している」としています。「② 目標」は県が令和12年度の集積率82%を目標としており、こちらは県内共通の目標となってい

まず、令和8年度の新規集積面積を5ha、令和8年度末の累計の集積面積を74ha、年度末集積率39.6%としております。次に「(2)遊休農地の解消」の「①現状及び課題」ですが、遊休農地面積は93ha、課題は「農業従事者の高齢化、後継者不足により、地域で農地を守っていくことが困難になっている」としてあります。「②目標」は遊休農地の解消目標面積を15haとしていますが、これは令和3年度の遊休農地面積の5分の1とすることとされています。次に35ページの「(3)新規参入の促進」の「①現状及び課題」ですが令和7年度の新規参入者は0経営体で0haでした。課題は「町内の農地は樹園地が主で大規模な農地が少ない」としてあります。「②目標」ですが、権利移動面積は令和5年度から令和7年度の平均の1haとし、新規参入者への貸付で、同意を得て公表する農地面積は0haとしてあります。次に「2最適化活動の目標指標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は1人あたり月に8日とし、「(2)活動強化月間の設定目標」は9月、10月に農地の集積として貸手、借手、対象農地の掘り起こしを行い、2月に遊休農地の解消として、農地利用状況調査の結果をもとに、所有者に遊休農地解消の働きかけを行うこととしてあります。次に「(3)新規参入相談会への参加目標」は10月に長崎県新規就農相談センターが行う新規参入相談会に新規参入希望者2名の参加を目標としてあります。以上です。

○議長 議案第3号についてご質問、ご意見はありませんか。無いようでしたら議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第3号は原案どおり決定することといたします。日程第5、報告事項が5件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが36ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転で

す。相続人は野田郷〇〇、〇〇さん、被相続人は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は野田郷〇〇ほか3筆、地目は畑、地積合計は1989㎡です。権利を取得した日は令和8年2月17日、所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は平成24年10月14日の相続です。農業委員会によるあつせん等の希望はありません。37ページは届出書です。38ページは位置図ですが、届出農地は〇〇の西側と〇〇の東側付近の農地です。

次に報告第2号ですが39ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は福岡市博多区博多駅前〇〇、〇〇、譲渡人は東京都渋谷区広尾〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は畑、地積は1173㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。40ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「4転用計画」ですが、工事着工時期は受理通知あり次第、工事完了は着工後4カ月の予定ですが、施設の概要は住宅用地5戸と専用通路です。「5被害防除施設の概要」は、排水は既存上下水道に接続し、日照については周囲が宅地化されており近隣農地への影響はありません。41、42ページは位置図です。届出農地は〇〇の横の農地です。43、44ページは現況写真です。現在、空地の状態です。45ページは、土地利用計画平面図です。48ページは、開発行為又は建築に関する証明書です。

次に報告第3号ですが49ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知、賃貸借契約の合意解約です。賃貸人は元村郷〇〇、〇〇さん、賃借人は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は左底郷〇〇、地目は畑、面積は8053㎡です。農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を結んでいましたが、双方合意の上で解除した旨の通知があったものです。当初の契約

期間は平成28年3月1日から10年間でした。合意解約の成立日は令和8年2月22日、土地の引き渡しは令和8年2月28日です。50ページは位置図です。農地は〇〇の南側付近の農地です。

次に報告第4号ですが51ページをご覧ください。農地法第4・5条の規定による許可処分の証明願いです。願出人は長与町丸田郷〇〇、〇〇さん、農地は浜田郷〇〇ほか1筆、地目は畑、面積は213.98㎡です。願出人は許可指令書紛失のため証明願を提出するものです。証明願提出日は令和8年3月2日、証明日は令和8年3月4日です。受付番号は長崎県指令8農政第10131号 農地法第5条許可（平成8年12月18日付）です。52ページは証明願です。該当農地は平成8年12月18日付で農地法第5条の許可を受けて〇〇さんから〇〇さんへ所有権を移転し、墓地用地への転用を行っています。該当農地は〇〇の南側周辺です。

次に報告第5号ですが55ページをご覧ください。非農地通知証明願です。申請者、所有者は野田郷〇〇、〇〇さん、農地は野田郷〇〇と〇〇、地目は畑、面積合計は1501㎡です。申請者は非農地通知書を紛失したため証明願を提出するものです。申請書提出日、証明日は令和8年3月11日です。こちらは報告第1号の関連ですが、こちらの2筆は前所有者の〇〇さんと〇〇さんあてに平成28年10月13日付で非農地通知を発出していましたが、登記地目の変更が行われておらず、今回、〇〇さんが相続することとなり、非農地通知を紛失しているため、証明願が提出されています。該当農地は〇〇の東側付近です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長

報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は4月27日（月）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。